

林

壽

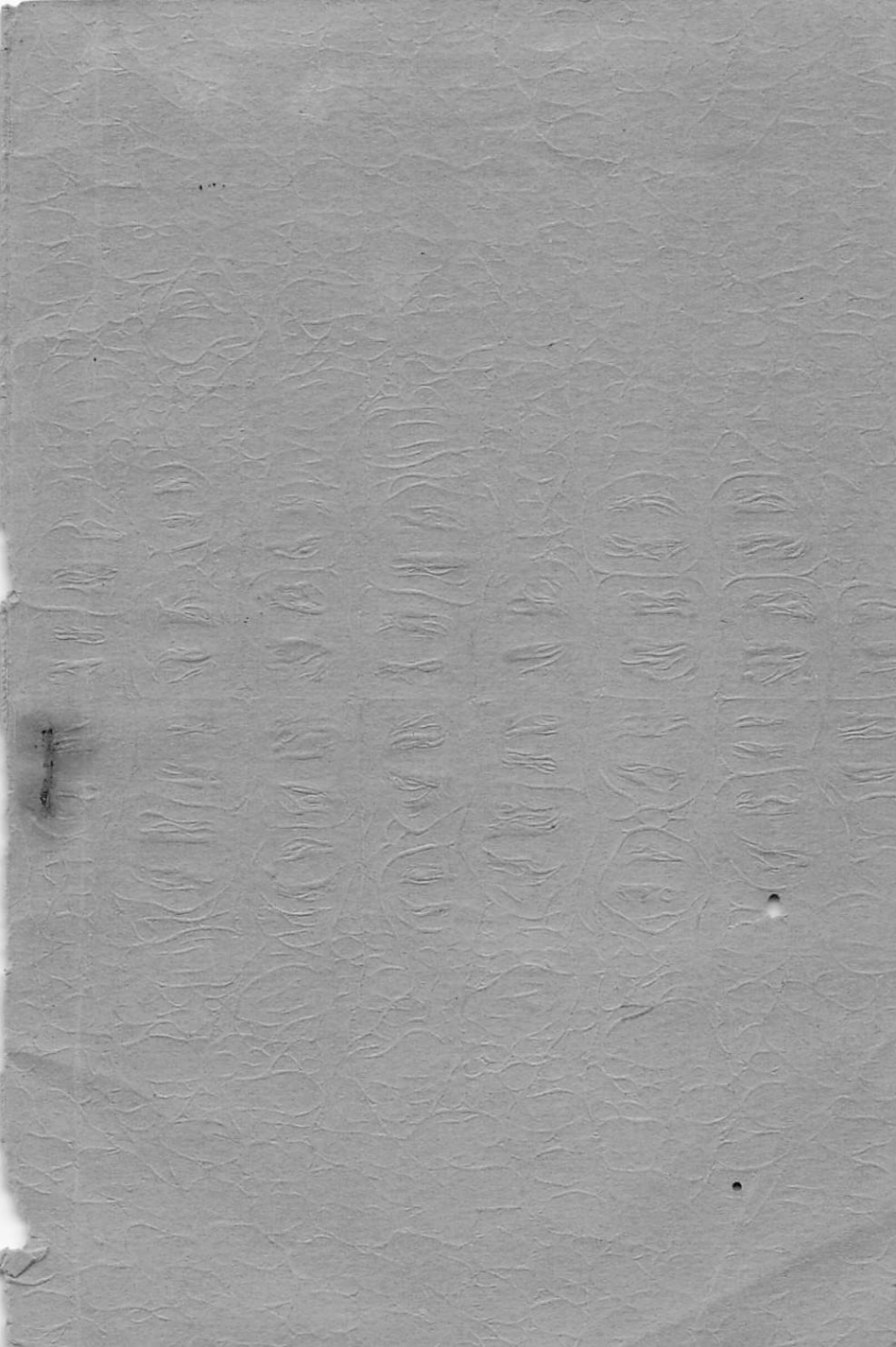
祐著

天下の
義僕

姉崎市兵衛

齋藤榮一殿寄贈

昭和三十七日



林 壽 祐 著

義 僕 姉 崎 市 兵 衛

房 總 先 賢 顯 彰 義 會

著者は、多年房總人物資料を蒐集してゐる。房總古今數百千の人物中、左程の功績なき者が、世上頻に持囃されつゝあるに拘らず、優に人間社會の儀範となるべき者が、却て世に顯はれず、空しく埋れ木と朽ち果てなんとしてゐる、誠に遺憾に堪へぬのである。是に於て吾等淺學無力を顧みず、曩に烈女畠山勇子を著はし、今茲に義僕市兵衛を紹介し、更に時機をはかり、吾等が尊敬する善人田丸健良、英僧日親等の篤行偉蹟を顯揚せんと考へてゐる。これ吾等が房總同郷人として、聊か先輩諸賢に報ゆる微志である。同感の士、幸ひに賛成後援せられんを事を冀ふ。

我光

七十三翁市兵衛

現代齋藤市兵衛氏の書



義僕市兵衛の後裔たる齋藤市兵衛氏の家庭

序

我國古來盡忠節義の士鮮からず、而も其の多くは主君の仇を報ずるか、然らずんば主家の危急を救ふたるに在り、復讐の行動花々しと雖も、殆ど人生の悲惨事を伴ふ。危急の救済、苦心慘憺、世の同情を拍すと雖も、單に之れ救済したると云ふに止まる。茲に草莽の一鄙夫、主君の冤罪を雪ぐに幾星霜、病翁孤兒を扶養する幾春秋、夫婦別居の幾裘葛。一身を捨て、一家を捧げ、歎訴哀願、官廳に俯伏し、遂によく素志を達して、晴天白日、主家を復興し、身亦旌表せらる。寔に稀世の義僕と謂ふべし。義僕名は市兵衛、市原郡姉崎の産、忠魂義魄、烈日の如く、操志俠心鐵石に均し。國定教科書の事蹟を録したる、宜なりと謂ふべし。

今や我國は非常時と稱すと雖も、人心輕佻浮薄、節義を輕んじ、操志に

乏し。此秋にあたり、本書出づ、小冊子と雖も、世道人心を裨益すること甚大なるものを信ず。一言述べて序文とす。

昭和九年三月一日

千葉縣師範學校長

從四位
勳四等

根

岸

福

彌

序

世に稱す、道は邇きに在りと。蓋し人道に志さば、道即ち到る。聖者豈に啻に天竺に限らんや。君子何ぞ必ずしも震旦に求めんや。

道をなして名の傳らざるあり。その人固より奇を衒ひて、以て名を求むることをなさず。もし知友後人の氣力あるもの出で、これを顯彰するあるに非ずんば、何を以てか邦家の榮を受け、萬世の儀表とならんや。其の人もとより之を求めず。則ち求めずと雖も、誰か之を以て、後生の任となさざらんや。

道 父子に於けるを孝といひ、主従に於けるを義といふ。祿厚きに非らず、奉深きに非らず。身は一介の家僕のみ。しかもその主に事へ、その孤を守り、主家の非常に際し、身を忘れて顧藉せざるが如きに到りては、

尸位素餐、高祿を靡して、爲すなき將相の類に比して、何ぞその義の巍々乎として高きや。義僕市兵衛の如きは、正にこの人となすを得んか。

著者は、豫てより、義人節婦の事を録して、その實をあぐるに勗め、以て自ら樂むの人。今この義僕この人を俟ちて、愈々その光を世に、赫々たらしめんとす。こゝに觀て、著者の志、甚だ高きを知る。嗚呼著者も亦以て道の義僕となすを得んか。本書の成る、著者序を求むること急なり。乃ち郷土教育の叫ばれる今日、我郷黨にこの義人を有し、國定教科書にまで錄せらる。職をこの地の教育に奉ずるが故に、不敏を顧みず、書して以て寄すと云爾。

昭和十年四月

千葉縣立市原中學校長 田 中 勝 夫

序

天然林壽祐君は篤學の士なり。殊に郷土に關する研究深く、之が著書多し。本縣人にして、君の筆によつて天下に紹介せられたる者亦少からず。今回更に曩に公にしたる「烈女畠山勇子」の姉妹篇とも稱すべき、天下の義僕姉崎市兵衛の著あり。君が意の在る所又察すべきなり。

本書を繙くに、西上總に於ける一大事件の勃發に筆を起し、名主次郎兵衛の大島流罪による主家慘落の狀を叙し、續いて義僕市兵衛が、主家の爲に妻子一族を捧げて、十餘年間至誠一貫、忍ぶべからざるを忍び、耐ふべからざるに耐へ、惡戰苦闘、一念終に天に通じ、市兵衛赦罪の恩命に浴するの經過を述べ、間々君が獨得の慷慨感激の筆を走らす。尙卷尾附するに、古來文献に現れたる林信篤、荻生徂徠以下數氏の、義僕市兵衛雜錄を

以てし、末尾國定農村用高等小學讀本卷三「市兵衛の話」中の誤謬を正して筆を擱く。

余嘗て市兵衛につきては、其梗概を知りしと雖も、本書によりて一層之を審かにするを得、感銘更に新にして落涙禁じ難きものあり。本書一たび世に見ゆるに至らば、世道を救ひ、人心を導くの功、蓋し尠少ならざるべきを信ず。敢て之を江湖に薦む。

昭和十年四月

千葉縣教育會事務理事

中 川 良 助

義僕姉崎市兵衛

林 壽 祐 著

○義は人間最善の道德である

義とは、正しき道を行ふ意であつて、人間獨特の道德で、最も高尚なる心である。此心を以て君に仕ふれば、忠臣となり。此の心を以て親に仕ふれば、孝子となり。此心を以て夫に仕ふれば、節婦となり。此心を以て衆に接すれば仁人となる。されば忠義、孝義、節義、仁義等皆同一精神で、世の尊敬を受けてゐる。此道義心は、修養に因つて成立する者もあるが、多くは天性に出て、其堅固なること鐵石の如きものがある。我邦開闢以來

二千五百有餘年。其間義人を出すこと少くないが、義士として著聞せられてゐるものは、赤穂の遺臣。義民として人口に膾炙せられてゐるものは、佐倉宗五郎、文珠九助等がある。私が茲に紹介せんとする市兵衛の如きは、實に天下の義僕と稱して、敢て過賞であるまいと考へられる。

○西上總に於ける一大事件

洋の東西を問はず、いづれの國土にも農を業としてゐる國民が多い。農民が折角丹精して作つた穀類や野菜をば、鳥が來て啄んだり、獸が來て食ひ荒したりされては非常に困る。特に狩獵の幼稚なりし往時にあつては、鳥獸繁殖し、農業上多大の損害を受けて居つた。それ故武器を忌嫌ひ、之が使用を嚴禁してゐた徳川時代にあつても、各農村毎に、鐵砲一挺を備へさせ、害鳥を嚇かし、野獸を銃殺せしむることだけは、許して置いた。彼

の徳川時代に於ける小金原猪狩の如き、一の娛樂に過ぎないが、其表面は、農村を荒らす、野獸を驅逐するとの、恩惠的宣言であつた。

東京灣に臨める上總國市原郡姉崎村は、今日でこそ市街を成してゐるが、その昔半農半漁の僻村であつた。上總の中央に連續してゐる丘陵を辿つて、時々野獸共が、出沒して、野菜穀類を食ひ荒して困る。元祿八年二月姉崎村名主次郎兵衛主催者となり、隣村なる片又木、不入斗いりやます、深城、迎田むかへだ、豊成、立野、天羽田、白塚、永藤、代宿等諸村の名主を集め、狩獵方法を熟議した。當時いづれの村にも、二三の獵師はあつたが、望陀もうだ郡長谷川村惣兵衛といふ山獵師は、殊に鐵砲の名人で、彼が筒先にかゝるもの、百發百中、假令飛ぶ小鳥でさへ、遁れることは出来ない。依て此獵師を頼み、各村順番に猪鹿の類を狩らせることに一決した。

同年八月十三日は、深城村の順番であつた。そこで惣兵衛は同村の百姓

九左衛門を勢子として、之を伴ひ、村内を隅から隅まで案内させた。兩人は朝から山を越え、谷を渡り、隈なく探がし歩いてみたが、兎一匹も目に止まらない。字大須林に至つた時は、最早夕方になつたので、兩人松の根方に腰打かけ、煙草を吸つてゐると、小竹茂れる松林の中に、一頭の鹿が見えたので、兩人大に悦び、惣兵衛得たりと許りに、狙を定め、ズドンと一發放つや否や。アツト叫ぶ聲が聞えた。兩人これは只事ならずと、駆け寄つて見れば、こはそも如何に、勢子九左衛門の妻おタケが、鮮血にまみれて倒れてゐる。

九左衛門やにはに妻を抱き起し、「氣を確に持て、疵は浅いぞ」といへば、妻は頻に「水が呑みたい」といふ。九左衛門合點なりとて、惣兵衛に負傷せる妻の番を頼み、急ぎ谷に下つて水を持つて來れば、惣兵衛はいつしか逐電し、妻おタケは、既に絶息してゐる。九左衛門悲歎やる瀬なく、聲を

○千丈の堤も蟻の一穴より崩る

房州嶺岡牧場は、往昔國主里見氏が管理して居つたが、徳川氏の時代に至り、御代官の支配となり、其手代が時々江戸と嶺岡間を往復して居つた。元祿八年秋の末、牧場の手代が五井宿から馬に乗り、姉崎に向ふ途中、「此邊に珍らしき嘶はななきや」と問ふに、馬子何氣なく、當八月十三日深城村で百姓の妻が、鹿と間違へられ、一發に打止められたが、各村名主等の取扱で、無事落着した事を饒舌しゃべつてしまつた。そこで幕府の隱密おんみつが、姉崎を中心に此地方に入り込み、事實を探偵し、充分の證據をあげ、江戸奉行所より、各村名主及び關係者に對し、「十月五日間違ひなく、奉行所へ出頭せよ」との差紙さしがみが發せられた。各名主及關係者の驚くこと一通りでない。

月日に關守なく、晝夜心配しつゝも、出頭の期日が近づいて來た。十月

一日十一ヶ村の村役人及關係者一同、姉崎村名主次郎兵衛方へ集り、大事の用件ゆへ、陸路江戸に赴くべしといふ者あれば、否々昨今の如き、波靜かなる日和ひよりは、一年中またとない、鬱氣晴らしに、一層海路よりすべしとて、船一艘借切り、順風に帆をあげ、其日七ツ時、築地に着し、馬喰町二丁目武藏屋善藏方に投宿し、翌二日奉行所へ到着の旨届出て、いよく十月五日白洲へ出頭した。此日秋山修理亮正重、松平美濃守重良、井戸志摩守、稻生下總守正照、萩原近江守重秀列座の上、吟味を受けた。證據不充分の場合なら兎に角、既に十數ヶ村に知れ渡れる事實、隱蔽するは、却て不利益と考へ、いづれも有りの儘、告白して罪をまつてゐた。翌九年の春吟味主任萩原近江守一同を呼び集め、事の輕重により、それらの罪科を宣告した。先づ下手人たる長谷村獵師惣兵衛をば死刑に處し、姉崎村名主次郎兵衛、不入斗村名主縫之丞、豐成村名主甚太夫、同村重兵衛等は、田畑山林

沒收の上、伊豆の大島に流され、迎田村名主七郎兵衛、深城村善左衛門、天羽田村太郎兵衛等は、田畑山林沒收の上、伊豆の三宅島に流され、永藤村長右衛門、白塚村名主庄兵衛、朝山村與左衛門、深城村太郎兵衛、同九左衛門は罪やゝ軽く、追放に處せられ、新田村作右衛門、深城村名主七郎右衛門の兩人は、牢死により、闕所に及ばずして済んだのである。

おタケの變死たる、もとゞ故意に出たのでなく、全く誤殺に相違ないがたゞ上を蔑にし、領主を輕んじ、規則を守らざるとの憎しみより、斯の如き過重の刑罰を加へられたのである。

世界は、舉つて、專制時代の露西亞政府の虐政を非難してゐたが、我日本も徳川時代にあつては、實に露國に劣らぬ暴政を以て、民衆に臨んでゐたのである。明治維新後に出生したる國民は、何といふ幸福であらうか。

○人生の悲慘事

深城村の百姓おタケ誤殺事件發覺し、關係者一同江戸へ召されたので、上をへ下の大混雜。十餘ヶ村の村民は日夜憂慮に堪へず、元祿八年十月五日吟味の劈頭へきだう、村民連署して、歎願書を提出したが、採用相叶はず、各嚴科を宣告され、其儘入牢申付けられた。翌九年四月十四日遠島の者共、いよく、佃島より出發するときいて、親類はじめ、村の代表者、懇親の者共、餞別の品々を携へ、佃島附近に集つた。

流罪人數多ある其中で、姉崎村名主次郎兵衛は、代々裕福で、特に當代次郎兵衛は、資性溫厚で仁慈の心深く、常に婢僕を愛し、貧窮者を憫み、飢饉の際に當り、村内は勿論、村外の者にまで、麥粟の類を貸し與へ、又趣味高尚で、文藝を嗜み、俳諧をよくし、十月一日同役一同と江戸に出發

する時、波靜かなる海面を眺めて

名残とて昨日の雨や今朝の海

とよんだ程の文才があつた。村治者としては、姉崎附近での人物であつた。野獸の繁殖して、農作物の食害するを憂ひ、職務上自ら率先して、之が驅除法を講じ、誤殺事件勃發以來、晝夜肝膽を碎き、江戸奉行所に於ては、主として之が答辯に任じた。次郎兵衛は、事の成行を覺悟はしてゐたものゝ、故郷には、七十七歳の老父あり、妊娠せる妻女あり、六歳になる女の兒と、三歳になる男の兒がある。老少不定は、世の常。せめて家産でも従來のまゝなれば、まだしも、闕所とて家屋、宅地、田畑、山林悉く沒收され、翌日より、食ふに食なく、寝るに家がないといふ始末、次郎兵衛等當時流罪人の胸中は、後世頼山陽が作つたといふ

鳥も通はぬ八丈ヶ島へ、やられる此身は厭はねど、

後に残りし妻や子は、はア何うして其日を送るやら

との俗謡其儘である。次郎兵衛は、鳥も通はぬ大島へ流され、後に残りし四人の家族は、浮世の荒波の中へ投げ出されたも、同然である。次郎兵衛平生快活なるに似ず、入牢中の疲勞と、老父や妻子の事を苦にしてゐた爲めか、頗る憔悴して居つたといふ。

横暴極まる徳川時代の役人等は鬼といふか蛇じやといふか、斯る無慘な憂目をみせ、悔ゆる所がない。併かも此裁判たる。徳川時代にありては、名奉行といはれた萩原近江守重秀である。今日の裁判たる、結果よりも、寧ろ其時の動機的情狀を第一義としてゐる。夫故彼の國寶にも比すべき大政治家を殺し、尙ほ種々の口實を設け、減刑を主張して憚らぬ。其家族の如きは、恬として大道を闊歩してゐる。舊幕府時代にあつては、一人の罪は、其家族に及ぼすので、親類知人といへども、官威を懼れ、其家族に近よる

ものすらない。

世の中に薄倖の婦人も多いが、次郎兵衛の妻ほどの不幸の者はあるまい。次郎兵衛の妻は、察する所、二十六七歳乃至三十歳未滿であつたであらう。身重の體でありながら、柱と頼む夫は、鳥も通はぬ大島に流され、かてゝ加へて、杖にすがつて、ヨタ／＼歩む老人と、年齢としはもゆかぬ二人の幼児を引連れ、此先き何うして生きようかと、途方にくれて居たのであらう。親類縁者はあれど、罪人の妻子とあつては、恰るで傳染病に罹つた者と同様寄付くものがない。斯くて次郎兵衛の妻は、女兒を分娩したが、過度の憂愁の爲め、病を得、慙むべし、七夜も經たぬ五日目、悶へに悶へて、遂に此世を去つてしまつた。實に悲慘事中の悲慘事といふべきである。

○下郎空拳赤手奮然として起つ

姉崎村の名主次郎兵衛の下僕に、市兵衛といふ極めて實直な男があつた。次郎兵衛夫婦もよく此下僕の面倒をみてやつたが、市兵衛も亦表裡なく、忠實に働き、妻を貰ひ、子を設けた後までも、猶次郎兵衛の家に仕へ、田畑の事は勿論、何くれとなく、用事を辨じてゐた。元祿八年誤殺事件の發生した時から、市兵衛の憂慮は、一一通りでない。毎晩丑刻姉崎村に鎮座せる姉崎神社に參詣し、主人の無事安泰を祈願して居つた。市兵衛の熱誠を籠めたる祈願も、其甲斐なく、關係名主悉く島流しの刑に處せられた。市兵衛の主人次郎兵衛が、伊豆の大島へ流罪と決するや、奉行所に到り、身を以て主人の罪に代らん事を歎願した。けれども素より許さるべきものでない。次郎兵衛の家財は沒收され、其遺族は悲哀と窮乏とに追迫せられ、此世ながらの地獄に陥つてしまつた。生れながらの貧乏なら、敢へて驚きもしないが、急轉直下の沒落である。たと天に歎き、地に哭くのみである。

目のあたりの此慘狀を見た下僕市兵衛、一時は共に泣きやがて舊主一族の救助を思立ち、奮然として蹶起し、落ち来る涙を打払い、よし一身は抛つた、もう泣くものかと、舊主一族の前に進み出て「物の憂にも足らぬ此市兵衛、御主人様多年の恩顧に報いん爲め、只今より此身を粉にするとも、必ず〱お助け申します、むさ苦しい荒屋でも、先づ〱私の家へお移りなさいませ」と、心の底から言ひ出した。舊主一族は地獄で佛に會つた様に喜び、手を引き、手を引かれ、下僕市兵衛の矮屋へと、引移ることになつた。

妻子のある身で、猶且つ奉公する所をみると、市兵衛の家は、貧しかつたに相違ない。そうして、市兵衛三十四歳。其妻三十三歳のほか、七十歳の老母。七歳の長女イヌ。三歳の次女ヒサ。合せて五人の家族があつた。貧乏なればこそ奉公する。其貧乏人の家に、舊主の遺族四人が、食客とな

るので、總家族九人となる譯である。市兵衛空拳赤手を以て、如何に此大家族を養ふ積りなるか。

天性道義心に富める市兵衛は、一身を粉碎してまでも、舊主一族を救助せんと志したが、市兵衛の家族は、果して市兵衛の志に共鳴するか否か。先づ其妻より述べよう。普通の婦人ならば、成程主人は、奉公人の面倒をみてくれたが、奉公人もよく主人に勤めた。主人が災難にあひ、其遺族が途方に暮れるのは、誠にお氣の毒千萬ではあるが、此貧乏世帯に、四人も押込まれて堪つたものじゃない。第一、四人とも口がある、之に食はせる物が無いではないか、背に腹は換へられない、家に引取することは迷惑であると、斷るのが多分である。所が市兵衛の妻は、貧乏人の嬬よめとしては、餘程理解力のある婦人とみえ、快よく夫の動議に賛成したのである。次に七十老母である、老婆お婆といふものは、年とるに従ひ兎角

も急激である。昨日まで名主様と尊敬を受けてゐた身の、今日は鳥流しの重罪人となり、其一家族は、椀のない乞食も同様、奈落の底に蹴落されてしまひ。剩へ妻は、妊娠の身。突如として落魄の憂目にあひ、精神も、昏亂する程、悲歎にくれてゐた。秋風吹いて、物の愁を催す頃、夫は入牢の身となり、手足も縮む冬の日も夢中で過ごし、やがて花咲く春が來ても、花は見えず、四月の末つ方、不安のうちに女子を分娩したが、餘りに精神を過勞せしめたので、産後の肥立ち悪しく、日に／＼衰弱を増し、いよ／＼駄目と觀念するや、二人の幼兒を枕邊に呼び寄せ、堅く手を握りしめ、無言のまゝ、兩人の顔を見つめ、三千世界は廣けれど、此二人ほど、はかない者は又とあるまい。嗚呼如何にすべきかと、落つる涙は千萬無量。此有様を蔭で見てゐた市兵衛、突然躍り出て、手拭片手に握りしめ、聲を張り上げ、膝を顫はし、「お神さん、シツカリなさい、此市兵衛が眼の玉の黒い内

は、必ず嬢ちゃんや坊ちゃんのお世話を致します、御心配せず、一日も早く肥立つ様、お休みなされよ」と、誠意を籠めて慰安したので、次郎兵衛の妻は、今更の如く安堵し、聲も幽かに「難有い市兵衛どん、行末長く頼みます」と、兩手を合はせ、感謝の意を表しつゝ其儘息を引取つた。次郎兵衛の老父得入翁は、非常に力を落し、「わしは今年七十七歳、弱年の頃から人の世話こそ致したれ、人の邪魔になる事を致した覚えはない。倅次郎兵衛は、村の人々から生き佛といはれた程の温厚篤實な者であるのに、何の因果で、斯る憂目にあふのか」と、天を仰いで長歎息をする。さて又、父次郎兵衛に生別れをした幼き女兒と、幼き男兒は、今また一人の慈母に逝かれ、如何にしてよいか、死骸に取附いて泣き崩れてゐる。八十に近き老翁は、慰むるに言葉もなく、たゞ悄然と眼を閉ぢてゐる。市兵衛兩手を以て、手拭を眼に當て、「嗚呼此世に神なきか、嗚呼此世に佛なきか、神も佛

もなき世なるか、泣かぬといったが、これが泣かずに居られようか」と、男泣きに泣いてゐる。

儘ならぬ事を浮世といふてゐるが、市兵衛にとりては、また一つ厄介な事が出来た。前に述べた如く、次郎兵衛の妻は、女兒を分娩すると、五日目に死んでしまつた。さあ乳呑子を置かれた後の人々の難義は、容易なものでない。乳呑兒が乳を欲しがると、遠慮なくギヤ／＼と泣きつゞける、母親があれば、たゞ騒々しく聞えるのみであるが、母親がないとすれば、其聲が如何にも悲哀に聞える、世に悲哀の音楽はあるが、親無し子の泣く聲ほど哀れに聞えるものはない。冷却せる母親の懷ふとこに抱かれ、安々と眠つてゐた赤兒が、目を醒まし、乳を求むべく、叫び出した。市兵衛これを聞き、お、さうだと、早速赤兒を懷に入れ、村の子持ち女を尋ね廻はり、乳を乞ひ、家に歸れば家族に渡し、一生懸命に働き、晝は家族に子守させるが、夜中

になると、女小供は外出ができないので、市兵衛いつも乳貰ひに出る。曉方など、早く人の家を訪ふのも氣の毒ゆへ、大の男が、子守歌をうたひ、暫し海濱を逍遙して、夜の明くるを待つてゐた事もあつたであらう。時恰も天祐とでもいはうか、江戸姉崎屋四郎左衛門の妻分娩したが、不幸其赤兒が夭折したので、早速江戸に赴き、次郎兵衛の嬰兒を頼むと、快よく引受けてくれたので、此方は先づ大安心となつた。斯くて月變り星移り、憐れの孤子も、四郎左衛門夫妻の丹精で、一人前の女子となつたのである。

○舊主遺族の爲め夫婦別居すること亦十年

人類はじめ禽獸蟲魚にいたるまで、凡そ生きとし生けるもので、欲望のないものはない。

姉ヶ崎で誤殺事件の起つたのは、元祿八年八月十三日で、事件發覺して、

罪科の決定したのは、翌九年四月で、此時市兵衛年三十四歳、妻年三十三歳、人世の最も旺盛時代である。市兵衛考へた、吾等夫婦従前通り、同棲して居つては、家事に係累を増すばかりである。かくては勢ひ舊主の給養を薄くするもの、これ吾が本懐でない。然らば夫婦別居するに如かずと、妻に其旨を含めた。道理のわかる妻の事であるから、夫の考方を無理とは思はず、一議に及ばず同意したので、其後十年の間、夫婦別居し、思ふまゝに舊主の遺族を養ふことが出来た。

○舊主の赦罪を歎願すること十有一年

元祿八年姉崎外七ヶ村の名主組頭等、誤殺事件露顯して、各奉行所に引立てらるゝや、市兵衛の憂慮一方ならず、毎夜姉崎神社に丑刻參りをなし一方奉行所に至り、身を以て、主人の罪に代らんことを歎願したが聽かれ

ず、名主次郎兵衛大島に配流さるゝや、毎月舊主の遺兒萬五郎を背負ひ、江戸に赴き、奉行所に出て、歎願して居つた。江戸は、姉崎をさること十五六里で、一日の徒歩では困難である。そこで市兵衛は世間の人が、グウ／＼眠つてゐる眞夜中、背に男の子を負ひ、腰に辨當をさげ、鞋脚伴で出發し、八幡、千葉、登戸、檢見川、幕張、船橋、中山、市川と遙々江戸街道を上り、其日の夕暮れ、やうやく江戸に着くのである。

田舎では、野宿も出来るが、花の都では野宿も出来ない、宿屋へかゝれば、宿泊料が要る。貧乏な市兵衛には、宿泊料に困る。幸ひ、江戸小網町二丁目に、姉崎から出た姉崎屋四郎左衛門といふ穀屋がある。事情を打明けて、一夜の宿を頼むと、四郎左衛門大に市兵衛の義舉に感じ、何くれとなく便宜を與へてくれた。そうして翌日奉行所に至り、例の如く歎願する。奉行所ではあまりに其のしつこさに呆れ果て、叱責するのであるが、市

兵衛、毫も屈せず、毎日の様に出願するので、遂に奉行所でも、持て餘まし、よし／＼と願書を取上げるが、それを握潰しにしてしまふ。

元祿九年の秋から、市兵衛は、毎日江戸へ出て、根氣よく歎願する。或時は、寒風に肌をつん裂かれ、或時は炎天に頭を焼かれ、或時は吹雪にあひ、或時は暴風雷雨にあひ、櫛風沐雨、屈せず、擦まず、一心不亂に歎願を續ける。時は天下泰平、將軍綱吉は、犬の保護に夢中、上下を舉げて安逸に耽る元祿の世盛りであつた。けれども其頃の美衣美装も、市兵衛の目に入らず、糸竹管弦の聲も、市兵衛の耳に聞えず、たゞ一意専心赦免を希ひ、遺族一同を悦ばせるの外、何物もなかつた。元祿十二年には、江戸に永代橋が架けられ。同十四年三月には、淺野内匠頭が、殿中で吉良上野介を傷け、翌十五年十二月雪ふり積る眞夜中、淺野侯の遺臣四十餘人が、上野介の館を襲ひ、首尾よく本望を遂げ、兩國橋を渡つて、芝泉岳寺へ引上

げたといふ事で、江戸は大評判だ。兩國橋を渡る市兵衛は、われも早く本望を遂げて、此橋を渡つて國へ歸りたいと思つたのであらう。

さて元祿も十七年三月で、寛永元年と改元、明けて二年は、市兵衛が、歎願してから、滿十年に當る、十年一日の如く、舊主の一族を養ひ、舊主の赦免を歎願して己まぬ此下僕に、虐政時代の役人は兎に角として、神や佛は同情しないで置くであらうか、餘りに身分の賤しいので、神や佛は、見逃がしてしまつたのであらうか、否々神や佛の靈光は、決して人の貴賤上下を問はぬ筈である。

○至誠天に通じ鬼神を哭かしむ

光陰矢の如しとは、無事平隱に暮してゐる人々の間に用ゐらるゝ諺で、物を待つ人には、實に一日千秋の思ひである。元祿八年姉崎村名主次郎兵衛

が、誤殺事件發生してから、今茲寶永二年は、恰度十一年目、次郎兵衛の父得入翁は八十七歳、次郎兵衛の長女テウ十六歳、同長男萬五郎十三歳、生み落されると同時に、市兵衛と四郎左衛門夫妻の手で育て上げられた孤子トミは、早や十歳、今の世でいふならば、得入翁は、もう御隠居様として、歌俳諧を友として、圍碁に親しむべき長壽者、テウ子は高等女學校の三年生、萬五郎は、尋常六年生で、來年は中學の入學試験でも受くべき所、トミ子は、尋常三年生位、いづれも洋服で、カバンひつ提げ、勢よく學校に通ふことの出来る家庭、それが何事ぞ、一朝不慮の災難から、一家離散、馬小屋同然の矮屋に住み、粥をすゝて、僅に飢を凌ぐ哀れな境遇、冬が來ても、火の氣のない伏床、十六歳になつても、簪一つ買ひぬ娘。他の兒童の捨てた風を拾つて上げる萬五郎。神は何故此次郎兵衛一家にのみ斯くの情なく當るのか、次郎兵衛の一家は、果して神佛に見捨てられたの

か。

得入翁は、三年前から中風病に罹り、幼き一人の孫の世話を受けて居る。餘命幾程も無くなつたのか、近頃頻に倅次郎兵衛を慕つてゐるので、二人の孫は、心を盡して之を慰めてゐる。市兵衛之を聞き、腸を斷つの思ひ、いよゝゝ死を決して、歎願してみようと覺悟をきめ、家事を姻戚孫十郎に頼み、寶永二年正月門松の取拂はれるのを待ち、別れを村民に告げ、例の如く江戸に赴き、奉行所に至り、威義を整へ語氣を改め、舊主の赦罪を歎願した。例の名奉行萩原近江守重秀、此事を聞き、同月十八日市兵衛を召した、詳細に亘つて自ら其訴訟を聴き、深く感ずる所あり、代官樋口又兵衛を呼寄せて、市兵衛の事實を問ふに、毫も違ふ所がない。そこで萩原奉行は、其顛末を録し、之を幕府の執政老臣に送り、其裁可を請うた。執政老臣等相集つて評議して曰ふのには、「國法は枉ぐる譯にゆかないので、

次郎兵衛の罪は、赦すことは出来ない。けれども市兵衛の志は實に賞するに餘りがある。名主次郎兵衛から沒收した田畑山林宅地五町七反四歩を市兵衛に賜はるゆへ、一層忠勤を勵めよ」と申渡された。市兵衛之を聞き、「御芳志は千萬辱く存し奉るが、主人の田畑を拜領すれば、主人の爲めに苦心した事が、反つて己れの爲めに計つた事になる。それ故、斷じて拜受する譯にゆかぬ」と固辭した。そこで此五町七反四歩の土地は、萬五郎に與へ、姉崎村に持主のない田畑山林宅地七町二反七畝六歩あるのを、改めて市兵衛に授け、更に萩原奉行より褒美として、金七十兩、樋口代官より、金二十五兩を與へられ、其他萩原奉行夫人をはじめ、有志者より金錢、物品酒肴を贈られ、義僕市兵衛の名聲、忽ち都下に宣傳せられるに至つた。諺に、至誠鬼神を哭かしむとあるが、市兵衛十有一年の苦心と努力は此よく報られ、寶永二年五月舊主次郎兵衛以下の罪が宥されることゝ

市兵衛白洲に呼び出され其恩典を言渡されるや、感極つゝ
したまゝ、暫く頭をあげ得なかつたいふ。

大島及び三宅島に流された人々は、一たん江戸に送りか
り家族や親類の者共に引渡された。そこで別仕立の船に乗
た。折からの順風に帆を孕ませながら、波穏かなる内海を
間、船橋、幕張、千葉は、彼所^{かみ}とばかりに指ざれ、いよく姉崎明神の
森が見えた時は、追懷の念に堪へず、思はず歡涙に咽んだといふことであ
る。姉崎の海岸には、村々の人々群集し、歡呼の聲、手に取る如く聞えた。
一同勇んで上陸するや、嬉しさ極つて聲が出ない、たゞ涙が出るばかり、
別けても次郎兵衛の老父や子供の悦び、譬^{たと}へん様もなく、右より左よ
りヒツシと抱きすがつた。それにつけても想ひ起せば十一年の昔に此世な
がら地獄の責めにあつた次郎兵衛の亡妻こそ、草葉の蔭で、如何ばかり悦

び、如何ばかり懐しかつたであらう。さても薄倖の婦人、親子の再會をみて、はじめて瞑目したてであらうか。

流罪になつた人々が、赦免せられ、歸國したので、追放者の遺族も、亦々宥免しやめんを歎願したが、これ又翌三年八月悉く赦免され、各故郷に歸ることが出來た。嗚呼如何に虐政時代の爲政者でも、溫き血液の通つてゐる人間なれば、市兵衛十一ヶ年間、火の出るやうな熱誠に動かされ、とう／＼特別の恩典を下したのである。

兵衛義の義行を傳へんとすれば、勢ひ姉崎屋四郎左衛門の篤行を記せざるを得ない。四郎左衛門は、元姉崎村の出身、江戸小網町二丁目に居住し、穀類を商ふ小身者である。市兵衛江戸に出づるや、先づ此四郎左衛門を便り、事情を物語れば、四郎左衛門同情の念、勃然として發し、赤貧洗ふが如き市兵衛をして、物質上何等懸念する所なから

しめ、十年一日の如く、其勞を慰め、其行を勵まし、直接間接舊名主次郎兵衛赦免の歎願を助け、其妻もまた兩親なき次郎兵衛の嬰兒を引取り、養育すること亦十年、奉行萩原近江守をして、町人には珍らしき善行者なりと、深く感歎せしめ、町奉行丹羽遠江守は、江戸町年寄役奈良屋市右衛門外二名を、役邸に呼出し、四郎左衛門一族の篤行を賞讃し、以來四郎左衛門一族を粗末にせざる様、江戸市中へ、觸書を出さしめた。封建時代の役人は、壓制ではあるが、感動するときは、往々法令外の所置を執るので、難有いことがある。

元祿九年舊主次郎兵衛没落の時、市兵衛は、年三十四歳であつた。爾來苦心焦慮歎願すること十有一年、寶永二年五月舊名主一同赦免せられ、市兵衛の大願成就した時、市兵衛四十四歳、老母八十歳、妻四十三歳。長女十七歳、次女十三歳であつた。舊主次郎兵衛は、前に沒收せられたる田畑

山林を返戻され、市兵衛は舊主人より以上の土地を下賜され、資産者に數へられ、一家團樂に世を送ること二十年、享保十九年四月、何等心に障る所なく永眠した。時に年七十二。村民より敬意をはらはれつゝ、同村妙經寺境内に葬られたのである。

○義僕の名千歳に朽ちず

姉崎の義僕市兵衛の行狀は、當時の碩學、文人等の筆によつて、記錄に載出せられた。第一此事件を取扱つた奉行荻原近江守は、大學頭林信篤をして、其義行を記さしめ、荻生徂徠また其行烈を録し、文集に加へ、時の名宗匠其角は、市兵衛を賞するの餘り

起きて聞け此ほとゝぎす市兵衛記

とよみ。篤學者天野信景は、左の如く市兵衛の贊を作つた。

扶_レ哺_二孤子_一。迎_二養病翁_一。風霜幾歲。憂々仲々。

堅持_二臣節_一。爲_レ主忘_レ躬。幸遭_二昭代_一。嘗善_二旌忠_一。

大阪の儒者角田簡は、其著近世叢語に、市兵衛の事蹟を載せ、我邦國史を纂修せば、則ち二子（僧卓榮と市兵衛）は、特_レ行_レの傳に入る可しと附記してある。

江戸の儒者松崎堯臣は、其著「窓の須佐美」に市兵衛の事蹟を記載してある。けれども堯臣は、市兵衛の主人次郎兵衛を總兵衛と記し、獵師惣兵衛と混同するが如く、事實を誤ること少くない。

近年文部省は、市兵衛の徳行を認め、昭和四年一月發行の農村用高等小學讀本卷ノ三に、市兵衛の話と題し、其事蹟を載せ、世の龜鑑と爲したものである。文部省刊行の教科書といへば、日本全國に行きわたり、其記述最も貴重なるもので、其功德は、到底碑文などの比でない。そう

恐くは、支那にも、歐羅巴にも、其比類少なからうと思はれる。

○義 烈

從三位 源 光 圀 修

孔子曰、志士^ハ不^レ忘^ル在^ニ溝壑^ニ、勇士^ハ不^レ忘^ル喪^ニ其元^ヲ、夫^レ居^リ人^ノ之^ノ位^ニ、食^ム人^ノ之^ノ祿^ヲ、國家有^レ難^ハ、則^チ捐^テ軀^ヲ殉^ル節^ニ、固^シ其^ノ所^ヲ也^ニ死^シ得^ル其^ノ所^ヲ、則^チ所^ヲ欲^{スル}有^レ甚^ニ於^ニ生^ニ、故^ニ忠臣義士^ハ有^リ下^リ生^テ取^リ義^ヲ、殺^シ身^ヲ成^レ仁^者上^ニ、其^ノ精^英忠^烈之^ノ氣^ヲ、磅^シ礪^シ宇^ノ宙^ノ間^ニ、幹^ニ坤^軸、撼^シ乾^樞、亘^リ萬^世而^レ不^レ可^レ泯^フ、皆^ハ有^リ持^テ其^ノ志^ヲ也^ニ。國朝風氣剛勁、敦^ク尚^ニ廉^恥、武夫悍將、立^テ僅^ニ以^テ怒^ヲ寇^ヲ、臨^ミ難^ニ不^ニ苟^ニ免^レ、視^ル死^ヲ如^シ歸^{スル}者^ハ、世^ニ不^レ乏^シ人^ニ、其^ノ慷慨壯烈^ハ、一^ニ出^ツ於^ニ天^性、而^レ非^ズ講^ル之^ノ有^素、處^{スル}之^ノ有^道、皆^ハ於^ニ造^次顛^沛之^ノ際^ニ、決^シ然^ニ行^ヒ之^ヲ而^レ不^レ疑^ハ、儼^{シク}能^ク使^シ下^レ之^ヲ講^シ習^シ聖^賢之^ノ道^ヲ、暇^日脩^メ其^ノ孝^悌忠^信、伏^ニ大^節而^レ蹈^ニ仁義^ヲ、則^チ成^ニ就^シ其^ノ美^ヲ而^レ光^ニ耀^ス史^冊者^ハ、豈^ハ止^ニ於^ニ如^キ是^ノ而^レ已^ニ哉^ニ。

國定教科書は、國民教育の經典とも稱すべきものである。國定教科書に引用さるゝ人物は、百世の龜鑑である。千葉縣人で國定教科書に編入せられたものは、伊能忠敬と義僕市兵衛の二人のみである。縣人にして忠敬を知るものはあるが、市兵衛を知るものは極めて尠い。これ千葉縣人が郷土觀念に乏しき證左である。若し之が長野縣人や新潟縣人なら、何とか表彰の方法を講ずるであらう。千葉縣人は、郷土の誇とすべき先賢に對し、今日まで如何ばかりの關心を有せしか。冀くは職を教育に奉ずるもの、先づ少青年に市兵衛の篤行を傳へ、其忠誠義烈に感動せしめ。又有志者としては、之を講談、小説、浪花節、映畫等に作成して、社會教育の教材に供へ、以て世道人心を教化せしめられんことを、望んで已まぬものは、東總の逸人林天然

義僕市兵衛 附錄



義僕市兵衛附錄目次

市兵衛記……………林 信 篤

義奴市兵衛ノ事ヲ記ス……………萩 生 徂 徠

義奴市兵衛……………角 田 九 華

市兵衛の話……………文 部 省

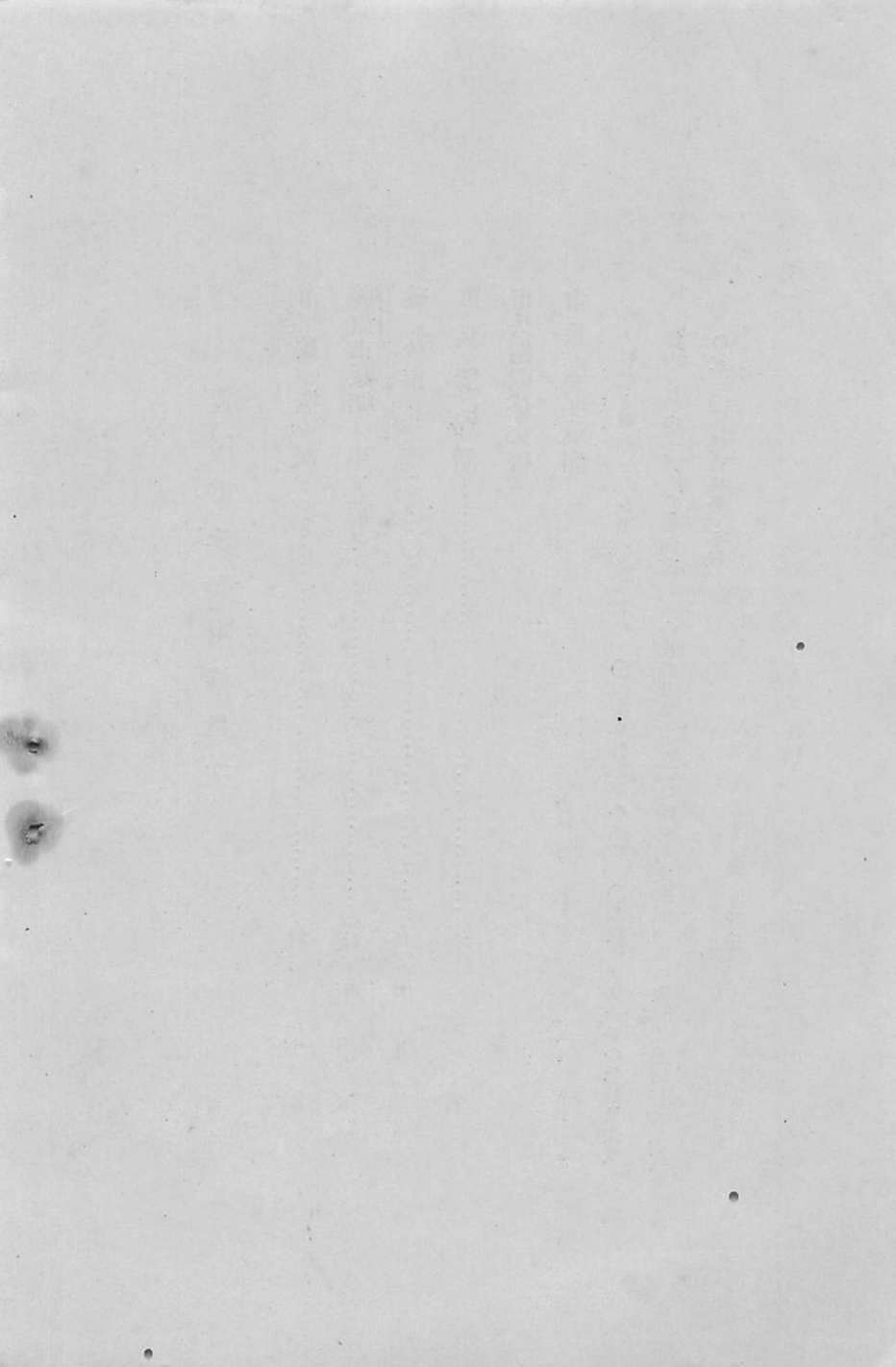
市兵衛關係文書

市兵衛記遺聞

○姉崎と鶴牧 ○お竹の名を忘む ○誤殺事件露顯の端緒 ○義僕市兵衛夫婦の忌日及法號 ○義

僕市兵衛の子孫 ○義僕市兵衛の親戚及縁者 ○姉崎村名主次郎兵衛の家 ○迎田村名主七郎兵衛

の家 ○義僕市兵衛と芝居



市兵衛記

(原書
漢文)

林 信 集

上總州市原郡姉崎村市兵衛ナル者ハ、下農ノ民ナリ。其主次郎兵衛元祿乙亥、同國惣兵衛ト、鳥銃ヲ放ツテ豕鹿ヲ逐フ。誤ツテ人ノ妻ヲ傷ケ死ス。次郎兵衛其科ニ預ラズト雖モ、然カモ曾ツテ之ガ黨類タリ。故ニ伊豆ノ大島ニ連坐ス。市兵衛之ヲ哀ミ、之ヲ憂ヒ、屢々官廳ニ訴ヘ、其罪ヲ贖ハシコトヲ請フ。今已ニ十有一年、輟ズ措カズ、寶永二年乙酉正月十八日、郡國總務從五位下近江守萩原重秀、其同僚ト訴ヲ聽ク。市兵衛懷狀ヲ呈シテ曰ク、請フ己レノ身ヲ以テ重科ニ處セラレ、其主ノ罪ヲ免サレン事ヲト、言フ所太ダ切ナリ。官吏問フテ曰ク、是レ何故カト、市兵衛平伏シテ曰ク、次郎兵衛ニハ老父アリ、得入ト曰フ。今歲八旬有七。近歲幾ント中風ノ疾ニ墮リ、身未ダ亡ビズト雖モ、氣息奄々トシテ、命旦暮ニ在リ、僕抱養心ヲ竭ス。常ニ言アリ、曰ク、未ダ死セザルノ日、一タビ次郎兵衛ヲ見テ瞑目スレバ、則チ願ヒ足ルニ至ルト、而シテ

時日靡クシテ之ニ及バズ、其言ヲ聽ク毎ニ感痛ニ堪ヘザル也。且ツ次郎兵衛ニ子アリ、遠ク別ル、ノ時、女六歳、兒三歳萬五郎ト號ス。流刑ノ後、其妻女子ヲ産ンデ死ス。僕乳ヲ乞ウテ鞠育シ、漸ク已ニ成長ス。今歳十一歳、皆我レニ依頼ス。三子共、父ヲ慕ウテ號泣ス。老父兒女ノ悲、人ノ情タル、之ヲ忍ブ能ハズ、況ンヤ僕ニ於テヲヤ、請フ哀情ヲ察シ、素願ヲ達セラレン事ヲト。官吏又問ウテ曰ク、老父ト兒ノ所在如何ント、曰ク我が下ニ於テ之ヲ養ヒ、之ヲ育テ、主隸ノ分ヲ守ル、往年ノ日ノ如シ、唯用度ノ給セザルヲ恐ル。今ヤ已レ四十三歳、然カモ十一年前ヨリ、妻ト床ヲ同ウセズ、此意他ナシ、僕若シ子ヲ生マバ、則チ養フ所、缺クル所有ランカト。嚮ニ生ム所ノ女ヲ以テ、他人ノ婢ト爲シ、耕餘得入スル所ノ金ヲ併セテ田宅ヲ買ヒ求メ、而シテ萬五郎ニ附ス。偏ク卹ノ老農ニ告ゲテ證ト爲ス也。官吏郡監又兵衛樋口氏ヲ召シテ、其言ヲ質ス、違フ所ナシ。官吏悉ク其志ヲ感ジ、其義ヲ賞ス。重秀同僚ト其始末ヲ執政老臣ニ告グ、皆曰ク、彼レノ志切ナリト雖モ、然レドモ次郎兵衛ノ罪赦レ法令ノ定ムル所、唯ダ次郎兵衛ノ故田宅ノ没シテ官ニ在ルモ、

ノ歳、同甲總兵衛銃ヲ放ツテ、野豕ヲ人家竹林ノ中ニ驅リ、誤ツテ人ノ妻ニ中ツテ斃ス。
當時猛獸田ニ在リ、官民ニ授クルニ鳥銃ヲ以テス。里ニ銃幾丁幾名、砲幾門、其戸ヲ
籍シ、其器ヲ假ル。唯硝藥ニ火ヲツケ、鉛石ヲ用フル勿レ。其驅逐ニ任セ、擅ニ殺ス
ヲ得ズ、著シテ令甲ニアリ、齊民遵守シテ皆亂源ヲ防ギ、慈惠ヲ廣ムル所以ナリ。而
シテ總兵衛ノ銃、子アリ、斬ニ處セラル。次郎兵衛身里正タリ。以聞セズ、事覺レテ
猶知ラザルト爲ス。伊豆ノ大島ニ流サレ、其ノ田宅皆沒シテ官ニ入ル。次郎兵衛ノ父
老イテ且ツ羸タリ。子二。女六歳。男三歳。旣ニ行ク時、其妻産ニ方リ、頗ル難シ、
女ヲ生ンデ死ス。奴市兵衛コレヲ懷抱ノ中ニ寘レ、遍ク里ノ乳アル者ニ丐ウテ、之ヲ
乳ス。親戚ハ顧リ見ズ、三口ノ者、孑然トシテ依ル所ナシ、兒女則チ呱呱トシテ泣イ
テ已マス。市兵衛其妻ト、之ヲ養フ所以ヲ謀ル。己レノ女ヲ售シテ、人ノ婢ト爲シ、
直若干。其ノ人ノ田ヲ佃リ、受クル所ノモノ若干ト、金八兩ヲ獲中シテ、悉ク出シテ
一小廬ヲ買ヒ、以テ次郎兵衛ノ父ト子女トニ處シ、奉ジテ之ニ事フ。其主在日ノ如シ。
益佗人ノ田ヲ佃リ、以テ其升合ノ贏ヲ哀メ、而シテ饘粥之レ供ス。四口ノ者、是ニ於

テカ飢寒ノ患ナシ。市兵衛猶ホ己レノ妻ノ或ハ育テ朝夕之ガ給セザルヲ恐レ、遂ニ與ニ俱ニ床蓐ヲ同ウセザル者十有一年ナリ。次郎兵衛罪ニ就クノ日市兵衛業已ニ、東都ニ詣ツテ、官廳ニ俯伏シ、身ヲ以テ其主ノ罪ニ代ラン事ヲ請フ。姉崎ハ東都ヲ去ル二十餘里、往還三日ヲ程スベシ。而シテ市兵衛來請フ初ノ若キモノ、必ズ一二次。輟マズ措カズ、亦十有一年ナリ。都下店ノ主人、稍々其爲ス所ヲ知り、遂ニ與ニ舉籌セズト云フ。嗚呼細民ノ口多クシテ而シテ田ナキ。悉ク米鹽麻布ノ入ルヲ己レニ取ル、筋骨ノ力。惟レ日モ給ラズ、亦己ニ勤ム。而シテ年必ズ六七十日ヲ虛ウシテ、償ヲ佗日ノ勤力ニ取ル。其困苦ノ倍スル所、何如ゾヤ。且ツ夫レ官家ノ租薄カラズ、田主ノ稔愈刻。凡ソ佃客タル者、藜藿モ粒セズ。繼繼肩ヲ露ハス。居ハ則チ苦藁ヲ座ト爲シ、動ケハ則チ犁鏝コレ從フ。炎畦雪蓑。晨牧宵綯、歲トシテ虛日ナク、日トシテ虛刻セズ、而シテ其以テ四股ヲ展布シテ、一日ノ勞ヲ償フベキモノ、夢寐半枕ノ餘リアルノミ。大抵人ノ世ノ悦ブトコロ、曼聲美色、芬芳甘旨、ソレ風流繁華ノ娛ミ、從容逸豫ノ樂ト、悉ク諸レヲ他生天堂ノ受ニ付シテ、而シテ其以テ精神ヲ暢舒シ、而シテ半晷

ノ快ヲ取ル可キ者ハ、唯伉儷コウリ一床ノ上ニアルノミ。故ニ諺ニ曰ク、耕夫ハ耕馬ト伍スト。而シテ市兵衛ガ十一年ノ苦心、此レ其ノ情ノ最モ憐ムベシト爲ス者カ。是歲二月某日市兵衛又來リ、官ニ訴フル者初ノ如シ。而シテ自ラ虚還セズト矢フ。更其由ヲ訊ス。次郎兵衛ノ父、今年八十七、風ヲ患フ事三歲差ハズ、起臥手足ハ己ニ聽スルナシ、旦暮則チ曰ク、願クハ一タビ次郎兵衛ヲ見ルヲ獲バ、則チ死シテ憾ミナシト。其哀籲アイヨ聴クニ忍ビザルナリ。且ツ三子ハ益々長ジ、愈々慕ヒ、日夜悲泣ス、是レ烏ゾ視ルニ忍ブ可ケンヤ。小人無狀告愬コクサク。勤メズ以テ斯ノ感ヲ貽ス。故ニ敢テ特ニ官威ヲ冒シ、懇請ス。慙ク次郎兵衛ノ罪ヲ赦シテ放還シ、以テ老父ト訣スルヲ獲バ、則チハ小人訴ヲ擅ニスルノ罪、身首處ヲ殊ニストモ、亦辭セザル所ナリ。辭色哀惻、官廳ヲシテ聳動セシム。旁邨里ニ訊セバ、情實爽ハズ、事遂ニ聞エ、之ヲ閤老ニ下ス。僉議シテ以爲、次郎兵衛ノ罪赦サルニ在リ、而シテ市兵衛ノ忠且ツ誠、是レ嘉ミス可シ、其主ノ田宅ヲ以テ、之ヲ市郎兵衛ニ賜フ。教シテ曰ク可ナリ。有司旨ヲ傳フ。市郎兵衛肯テ命ヲ奉ゼズ、乃チ曰ク、之ヲ始ムルニ主ノ爲ニシ、之ヲ卒フルニ己ノ爲ニス、小人義

トシテ敢テ命ヲ奉ゼズ、願クハ之ヲ舊主ノ子萬五郎ニ賜ハラン事ヲト、事再ビ聞エ、遂ニ今ノ命有リキト。(原書漢文 徂徠集)

義 奴 市 兵 衛 (原書漢文)

角 田 九 華

義奴市郎兵衛ハ、上總市原郡姉崎村ノ人、其主次郎兵衛村甲タリ、元祿乙亥、村民總兵衛銃ヲ放ツテ、猪ヲ驅リ、誤ツテ人ノ妻ニ中ツテ死ス。事覺ハレテ斬ニ處セラル。次郎兵衛見知ノ故ニ、坐シテ伊豆ノ大島ニ流サル。其田宅皆沒シテ官ニ入ル。是時次郎兵衛ノ父、老イ且ツ羸セタリ。二子女ハ六歳、男ハ三歳。其妻難産シ、女ヲ生ンデ而シテ死ス。市兵衛之ヲ懷中ニ寘シ、遍ク乳アル者ニ丐ヒ、之ヲ乳ス。親戚ハ顧ミズ、老弱三人、罔然トシテ依ル所ナシ。市兵衛妻ト之ヲ養フ所以ノ者ヲ圖ル。己レノ女ヲ售リ、人ノ婢ト爲シ、直ヒ若干、人ノ田ヲ佃リ、而シテ收ムル所ノ者若干ト、併ハセテ金八兩ヲ獲中シ、因ツテ一小塵ヲ買ヒ、以テ四人ヲ處ラシム、朝夕敬事シテ、其主ノ

在ル日ノ如シ。益々人ノ田ヲ佃リ、以テ升合ノ贏ヲ哀ム。而シテ衣食ヲ供ス。猶妻
ノ或ハ子ヲ育ミ、朝夕給セザルヲ恐レ、蓐ヲ同ウセズシテ寢ル者、十有一年ナリ。初
メ次郎兵衛流サル、ノ日、市兵衛乃チ江都ニ行ク、官廳ニ俯伏シ、身ヲ以テ主ノ罪ニ
代ラン事ヲ請フ、姉崎ハ江都ヲ距ル二十餘里、往還三日程、而シテ市兵衛往イテ請フ
コト、月ニ必ズ一二次、凡ソ十有一年ナリ。寶永乙酉春二月市兵衛又來リテ請フ事初
メノ如シ。而シテ自矢^{チカ}ウテ虛シク還ラジト。更其故ヲ問フ、市兵衛曰ク次郎兵衛ノ父
今茲^{コトシ}年八十三、風ヲ患フコト三年、旦暮泣イテ曰ク、一タビ我ガ子ヲ見ルヲ得バ、則
チ死スルモ憾ミナシト。三子益長ジ愈慕ヒ。日夜悲泣ス。小人視ルニ忍ビザルナリ、
故ニ敢テ官威ヲ冒ス、伏シテ暫ク次郎兵衛ノ罪ヲ赦サレン事ヲ請フ。老父ト訣レシメバ
則チ小人擅訴ノ罪ヲ受ケ、身首處ヲ殊ニスルモ、亦辭セザル所ナリト、辭色哀惻トシ
テ官廳ヲ聳動ス。廷議シテ曰ク、次郎兵衛ノ罪ハ赦サザルニ在リ、而シテ市兵衛ノ忠
且ツ誠、賞セザル可ラザル也。三月市兵衛ヲ召シテ、其主ノ田宅ヲ賜フ、市兵衛曰
ク、主ノ爲ニ始メテ、己レノ爲メニ終ランコト、小人義トシテ敢ヘテ命ヲ奉ゼス、願

クハ之ヲ主ノ子ニ賜ハラシム事ヲト。官之ヲ以テ、益々之ヲ義トシ、田宅籍沒スル者、五町七反ヲ以テ萬五郎ニ還與シ、市兵衛ニ授クルニ、無主田六町ヲ以テス、而シテ之ヲ賞ス。

角田簡曰ク、市兵衛ノ事蹟、卓榮ト頗ル相似タリ、故ニ此ニ附載ス。我邦國史ヲ纂修セバ、則チ二子ハ特行ノ傳ニ入ル可シ。

農村
用 高等小學讀本卷三

文 部 省

第十七課 市兵衛の話

上總國市原郡姉ヶ崎といふ處の民、總兵衛（姉ヶ崎村名主次郎兵衛の誤。總兵衛は舊望陀郡長谷川村の獵師で、名主次郎兵衛等に偏はれしもの）といふ者、人の鐵砲を借持ちて、鳥（野獸）を打つとて、過ちて隣家の妻女（隣家にあらず市原郡深城村九左衛門の妻）を殺しつ。初よりたくみてせざりしことなればとて、死刑一等をなだめられ、伊豆の島（大島）に流されて、田宅は官に沒せられぬ。其子萬五郎とて、其頃三歳ばかり

りなりしを、僕市兵衛といふ者、夫婦心を合はせ、懇にいたはり養ふ。主従の禮うや
くしく、ひたすら昔ありし如くにしけり。

市兵衛家貧しければ、主の養の遂げ難からんことを憂ひて、後には一人(二人あり)ある娘をも、江戸に伴なひ、人の許に仕へさせけり。又主人總兵衛(次郎兵衛の誤り)が、罪の免されんことを、流罪の年より始めて、月毎に江戸に出で、府に訴へてやまず、寶永三年(二年正月)ばかりにや、子供萬五郎の慕ひ悲しみ候のみならず、總兵衛(次郎兵衛)の父なる翁(得入)八十(八十七)に候ふが、生涯の中、唯一目見ば、直に死すとも事足りなんと、旦夕歎き申すに忍び得ず候ふ。願はくは某を流して遣はし、總兵衛(次郎兵衛)を歸し給へとわりなく願ひ出でけり。

奉行萩原近江守彼が年月たゆみなく乞ひ來るを憐み、或日問はれしは、「汝十年あまり月毎に乞へり。此の事にかゝづらひては、田作りのさはりとならんを、如何せるにや」とありしかば「出づる時には、甥に候ふ作十郎と申す者に、後の事あづけ置きて、江戸に出で、四日が程に歸り候ふ」と申す「さあらば旅宿の費もそこばくならんは如何」

とありしに「某、淺草なる旅籠屋に宿り候ふ。初め打續きて宿り候ふに、何事ぞやと問ひし故、事の由を語り候へば憐がりて、其費を取らず、且いとも眞實にもてあつかひくれ候ふ」と申しけり。

近江守を始め、諸司大いに感じ、市兵衛の如き者を褒美あらば、自ら徳化の一とならんと、其由を上達す。かくて總兵衛（次郎兵衛）が事は、免すべきにあらねば、是非もなしとて、姉崎に折からあるじなき田一町（田畑宅地山林合せて七町二反歩）あまりありしに、家一つを添へて、市兵衛に賜ひぬ。市兵衛重ねて申しけるは、「淺からぬ御恵にて候へども、主の罪の免されんことをこそ年月願ひ候ふに、其沙汰はなくて、某かゝる御恵にうるほひ候ふこと、本意の外に候。同じくは、此の田宅を萬五郎に下し賜はり候はゞや」と、ひたすらに願ひければ、いよく其の志をめ、再び上達あり。萬五郎には、外（次郎兵衛）

の沒收せられし田畑宅地山林五町七反歩餘）の田宅を下し賜ひにけり（松崎堯臣「窓のすさび」に據る）

市兵衛關係文書

○姉崎村外十ヶ村の名主組頭等江戸奉行所へ召出さるゝや、關係諸村の村民等一通の歎願書を提出し、特別の哀憐を請うた。其時の願書は次の通りであるといふ。

乍恐以書付奉申上候

上總國市原郡姉崎村之内、天羽田新田、深城村、不入斗村、迎田村、片又木村、立野村、豊成村、右村々立會仕候趣意は、近年原野草木生茂り、猪鹿多く、山林は申すに及ばず、田畑作毛を喰荒らし、村々作物等年々の損毛夥敷、甚困り候ゆへ、右村々軒別に猪鑢を爲し持、犬を飼置、月々猪鹿狩り申合せ、拾五歳より六拾歳まで、男の分は、猪鹿狩候得共、春の末より山林原野草木生茂り、深野に相成候故、猪鹿澤山に相成候へば、是非なく山獵師惣兵衛と申もの相頼み、村々順番に廻り、鐵砲打せ候處、當八月十三日、深城村當番に付、配下九左衛門と申者、勢子差出し候處、同日夕方九左衛門妻、親里同國望陀郡新田村八月十五日鎮守八幡宮祭禮に付、古郷へ土産に稻扱竹を大須林と申す山へ行、松小竹是有餘處にて、鎌を以て伐居候處、獵師惣兵衛鹿成りと相心得、鐵砲打出し候處、ワ

ット一聲叫候故、兩人欠付見届候處、勢子九左衛門妻、榛木の皮にて染めし單物を着し、白き手拭かむり居候を、鹿成りと相心得、打候由、全く人と見へ候得ば、惣兵衛も打まじ、又九左衛門も我妻なりと見届候に、打たせ間敷やと存じ、村々取扱の者共も、右に相心得候故、鐵砲組合に付、村々九左衛門へ種々と異見差加へ、穩密に内濟爲仕候處、露顯に及び、今般御呼出しに付、鐵砲一件内濟の御吟味奉恐入候。前書村々の者共、乍恐御助命被下置候様奉仰御哀憐候 以上

元祿八年十月

前書村々

願人銘々

御奉行所様

○義僕市兵衛其主次郎兵衛の赦罪を歎願すること十ヶ年、寶永二年正月の願書は、次の通りであるといふ。

乍恐以□書御慈悲願上候

御代官樋口□□支配所

上總國市原郡姉崎村

願人

市

兵

衛

一主人治郎兵衛儀、十一ヶ年以前、同國同郡深城村鐵砲一件に付、豆州大嶋へ流罪被仰付候に付、御赦免御訴訟に罷出候處、御免許無_レ之候然ル處父得入今年八十七歳、娘拾六歳、男子十三歳、女子十歳ニ罷成候、私十一ヶ年以來、大勢のものを養育仕候所、子供成人仕候故、何共可仕_□無候由、重罪ノ者御免許なく乍恐拙者方如何様之御仕置にも被仰付、主人治郎兵衛儀御赦免被_下置候は、大勢の者共助命、其上得入甚老衰の上にて今日明日にも相果候義も難斗、何卒存生之内、一度逢せ度存候間、御慈悲を以て、主人遠嶋御赦免之義偏に奉_ニ願上_一候。

以上

寶永二酉年正月

訴訟人

市

兵

衛

御奉行様

○次郎兵衛舊所有地相續人萬五郎へ下賜せらるゝ時の證文は次の通りであるといふ

上總國市原郡姉ヶ崎村之内

田畑合五町壹畝四歩

是は拾壹ヶ年以前其年伊丹左衛門知行之節、地頭村へ申合、惣兵衛と申者を頼み、猪鹿おどし鐵砲を爲_レ打候處、惣兵衛不屈に而、玉入鐵砲を以て九左衛門と申者の女房を鹿と見違ひ打殺、御詮議

の節力爭、惣兵衛重罪に付死罪爲_二仰付_一候、次郎兵衛儀外之者一同に御詮議之節、隱置申候科に依り、遠島被_二仰付_一候、右田畑屋敷國所に罷成り、然る所、下人市兵衛儀拾壹ケ年以來無_二斷絶_一次郎兵衛遠島御免被_二成下_一候様、御訴訟申出、次郎兵衛老父並に幼稚の子供致_二養育_一候仕方深切なる志此度其身如何様にも御仕置被_二仰付_一次郎兵衛遠島御免被_二成下_一候様達而願ひ候段、奇特なる事に被_二思召_一候に付、右之田畑屋敷市兵衛に被_二下_一、次郎兵衛忤萬五郎成人之節、御追放に可_二相成_一筈に候へ共、御赦免被_二成下_一候旨、御老中爲_二仰渡_一候旨、二月廿一日荻原近江守様爲_二仰渡_一候處、市兵衛又々願候には、田畑屋敷自分進退難_レ仕候、何卒次郎兵衛忤萬五郎に被_二下置_一候様、市兵衛再三願ひ候に付、其段御老中に被_二仰上_一候得者、市兵衛存念彌奇特成義に被_二思召_一。願之通り被_二仰付_一候旨、同二十五日近江守様被_レ仰候、御勘定所御證文我等方に有_レ之候、後證之爲、書附如_レ斯候、右田畑屋敷萬五郎令_二進退_一御年貢諸役者村並に可_二相勤_一者也。

寶永二年西二月

姉ヶ崎村

萬五郎

市兵衛

○義僕市兵衛へ褒賞として、姉ヶ崎村無所有地下賜せらるゝ時の證文は次の通りであ

るといふ

一 田畑屋敷合六町歩

一 外に居山壹町二反七畝六歩、姉ヶ崎村之内

是は主次郎兵衛十一ヶ年以前遠島被_レ仰付_一候處、無_レ斷絶御免御訴訟願出、數代之辛勞、老幼之主を致_レ養育仕方深切なる志、又此度其身如何様とも御仕置被_レ仰付_一、次郎兵衛遠島御赦免被_レ成下_一候様、達而願候趣、彌以て奇特成事に思召、次郎兵衛國所之田畑屋敷五町歩餘之所、市兵衛に被_レ下候旨、先頃被_レ仰渡_一候處、主の田畑進退可_レ仕様無_レ之候間、主の忤萬五郎へ被_レ下置_一候様、一向奉_レ願候に付、願之通被_レ仰付_一奇特成者に被_レ思召_一候に付、書面之田畑屋敷、市兵衛に被_レ下候旨被_レ仰渡_一候由、三月十四日萩原近江守様より被_レ仰付_一、御勘定所御證文我等方に有_レ之候に付、爲_レ後證書付如_レ斯に候條、右田畑山林共に令_レ進退_一、御年貢諸役共村並に可_レ相勤_一者也。

寶永二年酉三月

樋口又兵衛

姉ヶ崎村 市 兵衛

○義僕市兵衛、寶永二年正月最後の積りで、歎願書を提出せしに、同年二月主人次

郎兵衛の赦免は許可せられなかつた。但し市兵衛の忠節により、次郎兵衛の一子萬五郎及市兵衛の兩人へ、田畑山林を授與された。けれども市兵衛は飽くまで、主人の赦罪を請ふて已まず、同三年五月將軍綱吉の實母桂昌院一周忌の法事を當てに、迎田村安之丞、豊成村七平、立野村吉兵衛等と連名で、又々歎願書を差出した。其時の書狀左の如くであるといふ。

乍恐以口上書御訴訟申上候

訴訟人

上總國市原郡姉ヶ崎村

萬五郎、市兵衛

同郡迎田村

安之丞、同郡豊成村七平

同村

重三郎、同郡立野村吉兵衛

流人

姉ヶ崎村

次郎兵衛 迎田村 七郎兵衛

豊成村

甚太夫 同村 重兵衛

立野村

半十郎

一 右之者共儀ハ拾貳年以前、亥年（元祿八年）同國深城村鐵砲之一儀ニ付遠島被仰付、跡國所被遊候。依之毎度御訴訟申上候通、年寄親殊ニ妻子共朝暮ニ嘆罷在、及渴命難儀仕候。□此度御法事ニ御慈悲ヲ以テ、右流人之者共御赦免被遊□下バ、難有可奉存候、

以上

寶永三年戊五月

御奉行所

本訴狀により、初めて次郎兵衛以下四人が赦免の恩典に浴したとすれば、市兵衛の苦節難業は、十一ヶ年に非らず、足かけ十二ヶ年間である。一説に寶永七年八月赦免せらるゝとあるが、斯くては干支が符合しない。兎に角寶永二、三兩年度の事と決定するの外はない。

市兵衛記遺聞

○姉崎と鶴牧

姉崎は東京灣に臨める名邑で、西總街道の衝に當り、東京をさる十五里としてある

文政十年領主水野壹岐守、隣地椎津村に城郭を構へ、鶴牧藩と稱した。明治二十二年四月町村制施行の際、姉崎、椎津、迎田、深城、豊成、立野、不入斗、片又木、畑木の九ヶ村、合併して鶴牧村と稱し、後姉崎町と改稱したのである。

○お竹の名を忌む

深城村お竹が誤殺されたので、其災難十餘ヶ村に及んだ。之が爲め、其附近では、お竹の名前を忌み、女子の名にタケといふ字を用ゐなかつたといふ。

○誤殺事件露顯の端緒

房州嶺岡牧場の手代が、五井より姉崎に至るの途上、馬方より鐵砲一件を聞出したといふことであるが、一説には、牧場の手代が、姉崎宿旅館丁字屋に宿り、浴場にて喜助なる者に背中を洗はせながら、鐵砲一件の話を聞き、それより隱密が此地方に入込んだのであるといふ。

○義僕市兵衛夫妻の忌日及法號

市兵衛。寶林院全了日忠。享保十九甲寅四月二日死。享年七十二歲

同人妻。持法院妙生日孝。正徳四甲午十一月四日死。享年四十一歲

上總町村誌等に、市兵衛の歿年を、正徳四年十一月四日としてある。これは市兵衛妻の歿年を誤記したのである。

○義僕市兵衛の子孫

義僕市兵衛の家は、姉崎區字新町にあり、寶永二年褒賞として、拜領せし田畑山林合せて、七町二反六歩の内、水田は入附として約百俵を數へ、村内では物持ちの方となつた、拜領の土地ゆへ、舊幕時代には賣買することが出來ず、維新前まで傳へられてゐたが、明治維新のどさくさ騒ぎの時、賣買自由となつたので、忽ち蕩盡してしまつた。其子齋藤市兵衛深く先代の破産せしことを歎き、夙に家名再興を志し、東京に

出で刻苦勉勵、新に家産を積み、今、東京千住に居住し、十餘人の婢僕を備ひ、何不自由なき身分となつてゐる。

○義僕市兵衛の親戚及縁者

市兵衛、姓は齋藤氏、初め微々たる下僕であつたが、幕府其義烈を賞し、田畑山林等を授與したので、一躍村の物持中間に入り、年月の久しき、親類縁者も、次第に増加したのである。今試に其親戚縁者を挙げれば、東京市小石川區時田精助。醫學博士加瀬恭治。醫學博士坂内益藏妻順子。法學士立蘭清吉妻愛子。醫學士瀨川功（醫學博士瀨川昌世養子）帝大醫學講師内野豊妻貞子。藥劑師建部稔等は、先代市兵衛の孫で、東京市倉橋祥子、同市齋藤新吾、宇都宮市關亘子等は、現代市兵衛の子である。又兵庫縣和田豊（長男法學博士和田信夫。次男醫學博士和田淺香。三男千葉縣幕張町大須賀矢薙）靜岡縣熱海町川瀨龜藏は、現代市兵衛の從兄で、東京市村上幸延、同市村上惠男、横濱市仲村とよ子は、甥或は姪に當り、東京市齋藤孝（長男法學士辯護士齋

藤善次郎）千葉縣姉崎町郵便局長齋藤信太郎。同町呉服店坂本利三郎。同町実倉要二等は、義僕市兵衛の生家たる齋藤氏の親戚で、又市原郡千種村黒須輝、同村佐伯たい、同村加藤清、姉崎町安藤伊八、同町古川茂三郎、同町坂本良吉、同町旅館外山ゑい子（丁字屋 千葉市呉服商坂本敬、木更津町呉服商坂本吉太郎等も、齋藤氏の縁引となつてゐる。義僕市兵衛の子孫親戚縁者は、斯の如く、繁榮してゐる。諺に曰ふ、積善の家には必ず餘慶ありとは、この事であらう。

○姉崎村名主次郎兵衛の家

名主次郎兵衛の家は、姉崎區字本町にあり、代々内手次郎兵衛と名乗つてゐたが、子孫はいつしか没落してしまつた。元祿時代の次郎兵衛の墓は、姉崎町妙經寺の境内にあり、市兵衛の墓石と同大同形、左右相並んでゐる。

○迎田村名主七郎兵衛の家

名主七郎兵衛は、迎田村の舊家で、事件當時の七郎兵衛は、才略に富み文藝に長じ

てゐた。鐵砲一件につき、法庭に於て辯解につとめたので、役人等の機嫌を損したのか、大島より遙か遠方なる三宅島に流された。幸ひ文筆に達してゐたので、同島で手習師匠をつとめ、土地の人々から尊敬されてゐたといふ。滞留中流人英一蝶と懇親に交はり、一蝶より贈られた菅公と七福神との畫幅は永く傳へられてあつたが、東京滞在中、大正十二年九月の震災にあひ、焼失してしまつた。七郎兵衛の子孫は依然として迎田區にあり、今に至るまで、連綿家名を維持してゐる。當主を根本ふみ子といひ、志操堅實にして、夙に教養を積み、孤獨貧者を慰み、靜かに老年を養つてゐる。

○義僕市兵衛と芝居

義僕としての市兵衛は、充分世の龜鑑たるの資格がある。そこで林大學頭、荻生徠以下、學者の文献となつた。幕末に至り、大衆文藝家の認むる所となり、慶應元年江戸淺草の狂言作者川竹新七、山城河岸伴藤隱居と共に、之を脚本に綴り、世界忠孝兩面挿(?)總木線小紋單地と題し、市村座に於て興行したのである。其内容は、今

詳に知るを得ないが、幕目によると、八段に別ち、宗十郎なる者、猪を狙ひ、誤つて人の妻を打殺し、其爲め名主次郎兵衛島流しとなり、奴僕市兵衛、俊寛鬼界ヶ島のお話に倣ひ、夢にて治郎兵衛と邂逅するの場を演じ、文七なる者、八兵衛の娘おさきと戀に落ち、小鼠の盗んで來た百兩の金の爲め、文七の母自殺し、文七其崇りにて亂心し多くの人々を殺害するとの筋書である。時の役者は市川小團次、中村福助、關三太郎、尾上菊次郎等であつた。

義僕市兵衛附錄終

昭和十一年四月廿七日印刷
昭和十一年四月三十日發行

千葉縣長生郡鶴枝村下永吉三九

著者兼
發行人

林

壽

祐

千葉市寒川長洲九〇六 電二三

印刷所

千葉印刷株式會社

千葉縣長生郡茂原町東茂原二番地

發行所

房總先賢顯彰義會